

5. 納税準備預金規定

1. 預金の目的、預入れ、取引店の範囲

- (1) この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店のほか当行国内本支店の窓口および現金自動預入支払機（以下「自動機」という。）を利用していつでも預入れできます。
- (2) この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも払戻しができます。ただし、この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には、当行所定の印鑑登録を行っている場合に限りです。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）ならびに為替による振込金も受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 受入証券類の決済、不渡

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の可能時限は通帳の「お支払金額」欄に記号をもって記載し、その説明は通帳下部に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

4. 預金の払戻し

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他

租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行はただちに租税納付の手続きをします。ただし、当行で取扱うことのできない租税については納付先あての銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

- (4) この預金口座から租税の自動支払をするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、店頭掲示の預金利率表記載の納税準備預金利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および預金等共通規定第6条第5項によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その金額につき店頭掲示の預金利率表記載の普通預金利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

6. 納税貯蓄組合法による特例

この預金が納税貯蓄組合法に基づき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は4の（1）にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ② 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、5の（2）と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合、所得税はかかりません。

7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

- ② この預金の預金者が預金等共通規定第5条第1項に違反した場合。
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、または預金等共通規定第6条（取引の制限）第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者からの回答、届出または提出された資料が偽りである場合。
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ⑥ 預金等共通規定第6条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合。
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (3) この預金が、10年間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

8. 通帳への合計金額記入

通帳への取引明細の記入に関し、未記入件数が61件以上かつ最終記帳日から60日以上経過した場合、取引明細を合計金額で記入します。なお、取引明細の合計金額記入に関する通知は行いません。

以 上